

生活困窮者自立支援相談員（会計年度任用職員）募集案内

《募集内容及び受験資格》

職 種	生活困窮者自立支援相談員（会計年度任用職員）
職務内容	生活困窮者にかかる相談支援、就労支援、家庭訪問支援等
募集人数	1名
受験資格	社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師のいずれかの資格を保有、または、行政機関・福祉関連施設にて実務経験のある方 なお、次のいずれかに該当する人は受験できません。 <ul style="list-style-type: none">・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・摂津市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《任用期間》

任用期間	令和6年6月1日から令和7年3月31日 ※任用期間の開始日は、相談に応じます。
備 考	勤務成績が良好な場合に限り、2回まで（最長で令和9年3月31日まで）再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職種そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。 採用は条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。

《応募方法及び試験内容》

応募方法	エントリーシート、資格証の写しを下記宛先まで郵送または持参ください。 受付期限 令和6年5月6日（月）【消印有効】 令和6年5月10日に通知を発送予定
宛 先	〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所 保健福祉部 生活支援課
試験日等	令和6年5月15日（水）の指定する時間
試験内容	書類選考、面接試験

《勤務条件等》

勤務場所	摂津市役所
勤務時間	原則として、9時～17時(休憩時間45分間)、月曜日～金曜日のうち週4日勤務で、1週間当たり29時間(7時間15分×4日)
休日等	週休日(土曜、日曜及び任命権者が定めた日)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日
報酬等	基本報酬月額 約202,000円～約208,000円(本市での職務経験を加味し決定) 年収約3,088,000円～約3,435,000円(期末手当・勤勉手当含む) ・その他、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬、費用弁償(通勤・月額55,000円以内)、期末手当及び勤勉手当が条例等に基づき、支給されます。 ・令和6年4月時点での予定額です。条例改正等により金額は変更される可能性があります。
休暇	条例等に基づく、年次有給休暇(1週間の勤務日数等により決定します。)、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引・夏季等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇、育児休業等があります。
社会保険	健康保険(大阪府市町村職員共済組合)、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
サービス等	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業も認められます。 勤務時間中(時間外勤務等を含む。)の喫煙は禁止です。また、市内公共施設等、管理権限者等が喫煙禁止とする場所での喫煙も禁止です。

《その他の事項》

- 1 提出書類に不備がある場合には再提出を求めることがありますが、このために生じた申込の遅延等については責任を負いません。
- 2 提出書類に不正があった場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合は、免職となることがあります。
- 3 受験のために提出された一切の書類は返却しませんので、ご了承ください。なお、提出された書類等は本採用試験にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

この採用募集に関するお問い合わせ先

摂津市役所 保健福祉部 生活支援課

電話 06-6383-1375 (直通)

所在地 〒566-8555

大阪府摂津市三島一丁目1番1号